

旭川市成年後見制度利用支援体制検討委員会

最終取りまとめ

平成24年12月7日

1	検討の経過	・・・ 1
2	(仮称)旭川成年後見センターの構想(案)	
(1)	(仮称)旭川成年後見センターの理念	・・・ 2
(2)	(仮称)旭川成年後見センターの全体像	・・・ 3
ア	4つの機能と運営委員会	・・・ 3
イ	関係機関との連携	・・・ 5
i	困難ケースの対応	・・・ 7
ii	申立等の支援	・・・ 8
iii	普及啓発	・・・ 9
ウ	市民後見人の活動と法人後見の関係	・・・ 10
3	委員からの参考意見	・・・ 11
資料1	旭川市における成年後見制度を取り巻く状況について (第1回検討委員会の配付資料から)	・・・ 12
資料2	検討委員会の開催経過	・・・ 24
資料3	定住自立圏構想に基づく周辺町との動き	・・・ 25
資料4	旭川市成年後見制度利用支援体制検討委員会設置要綱	・・・ 27
資料5	旭川市成年後見制度利用支援体制検討委員会委員一覧	・・・ 28

1 検討の経過

背景

- ・北海道内の65才以上の高齢者世帯は、単身高齢世帯が平成17年度に約21万世帯であったのが、平成22年度では約24万7千世帯、夫婦のみの世帯が平成17年度に約28万世帯であったのが、平成22年度では約29万3千世帯と、いずれも増加傾向にあり、認知症高齢者の人数も増加傾向にある。これらは本市においても同様の傾向にあると推測される。
 - ・障害福祉の分野においては、知的障害者や精神障害者の地域生活への移行が進んでいる。
 - ・地域住民の年齢層や世帯構造の状況や、日常生活を送る上で何らかの支援を必要とされている方を取り巻く環境はこれからも変化が続いていくものと推測される。
 - ・認知症高齢者を狙った詐欺や消費者被害、近親者による高齢者や障害者への身体的・経済的虐待は後を絶たない。
- ⇒これらの状況を踏まえ、認知症高齢者や知的・精神障害者の方が地域で安心して暮らしていくため、成年後見制度を活用した支援体制の構築が必要とされている。

旭川市成年後見制度利用支援体制検討委員会の設置

旭川市では、これまでも制度の普及や利用支援を行い、特に平成23年度については、「成年後見制度普及啓発事業」として、講演会や市内9か所での研修会を開催し、延べ700人近くの市民の方が参加された。その中で収集したアンケートでは、行政に対し、制度の普及啓発だけではなく、制度に係る専門的な相談窓口の設置や手続きの援助等、実際に制度の利用に係る支援を望む声を多く寄せられたところである。

これらのニーズに応えるべく、成年後見制度の活用について望ましい総合的な利用支援体制のあり方を検討するため、成年後見制度に関係のある団体及び福祉関係団体の推薦を受けた者並びに学識経験者を委員とする「旭川市成年後見制度利用支援体制検討委員会」を設置し、第1回目の会議において「総合的な窓口としてのセンター設置が必要である」との意見が集約されたところである。第2回目から第4回目まではテーマごとの議論を、第5回及び第6回では（仮称）旭川成年後見センターの構想案について議論した。第7回目の検討委員会で最終取りまとめを行ったところである。

2 （仮称）旭川成年後見センターの構想（案）

(1) （仮称）旭川成年後見センターの理念

本市の高齢化率は既に25%を超え、平成26年には30%近くまで達すると見込まれている。認知症高齢者数の増加は本市においても避けることができず、また、知的障害者・精神障害者の人数も増加傾向にあり、今後もその傾向は続くことが推測される。これらの方々の中には判断能力が不十分な状態にある方もおり、地域で安心した生活を送るためには、その方の権利を擁護し、残された能力を活かして自分らしい生活を送るという考え方が重要となる。この考え方に基づいて具体的な支援を行っていくためには、成年後見制度の活用が非常に有効であると言える。

本市の状況としては、成年後見制度の活用を必要とする方は今後さらに増え、必要性は更に高まっていくものと考えられるが、現状においても本来活用を必要としている方や、様々な事情で活用に結びついていない方が少なからずいるものと推察されることから、これらの方々の残された能力を活かして、地域で安心した生活を送ることができるようにするためにも、成年後見制度を活用した支援体制を構築することは急務である。更に、平成24年4月に改正老人福祉法が施行されたことに伴い、市民後見人の養成を行うことが市町村の努力義務とされるなど、成年後見制度を取り巻く環境は社会情勢を反映して大きく変化してきている。

本市が取組を進めるに当たり、成年後見制度の活用はもちろん重要であるが、活用を必要としている方は生活面で様々な問題を抱えていることが容易に推察され、成年後見制度を活用すれば全てが解決するとは言えず、福祉的な視点からの支援も合わせて考えていくことが重要となる。このことを踏まえ、地域にある様々な福祉関係の機関・団体がお互いに連携して、成年後見制度の活用を必要とする方を確実な支援に結び付けることを目指すとともに、制度の活用に係る総合的な取組を進めていくための支援機関として（仮称）旭川成年後見センターを設置し、判断能力が不十分な方々が地域で安心して生活するための基盤づくりに寄与する。

(2) (仮称) 旭川成年後見センターの全体像

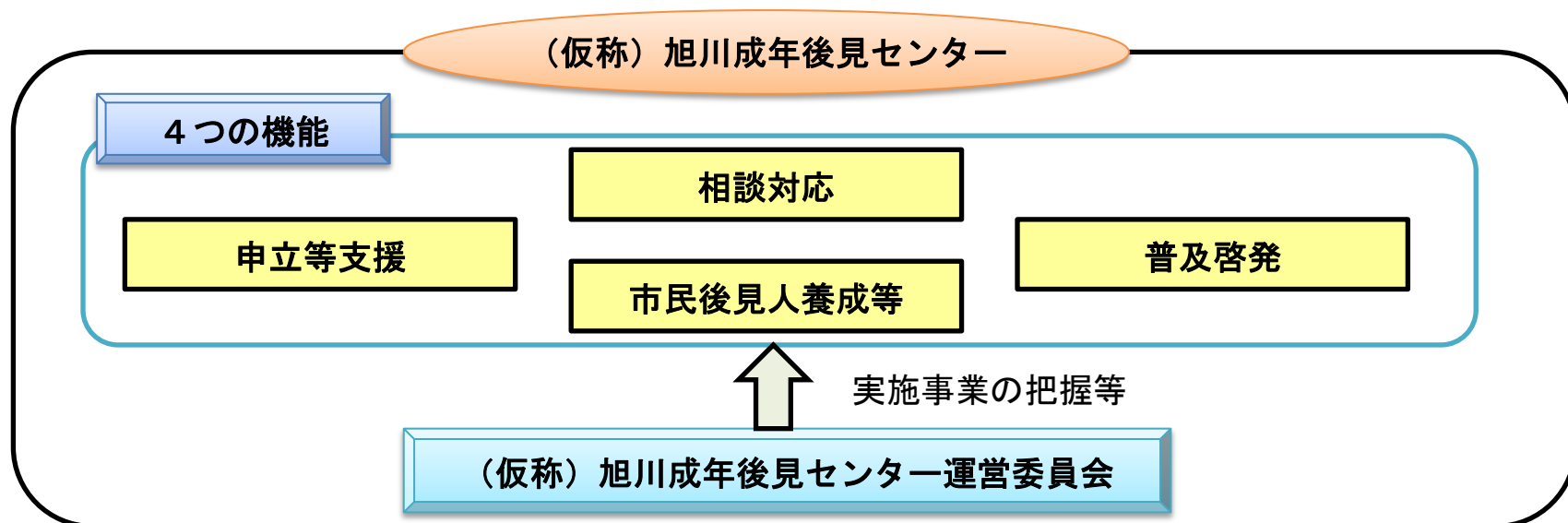
理念の具体化に当たり、次の視点を特に重視していくこととする。

- ① 関係機関や団体が有している役割を意識しながら、途切れない連携のもとで、支援を必要としている方を必要な支援に結びつける。
- ② 成年後見制度の理解を広めるとともに、関係機関との連携のもとで、継続した普及啓発と内容の充実を図る。
- ③ 成年後見制度利用ニーズの増加を踏まえ、支援する人材を安定的に養成するとともに、確実な支援を行っていくため、質の向上を図る。

ア 4つの機能と運営委員会

(仮称) 旭川成年後見センターには、4つの機能を持たせるものとする。

また、センターが実施する事業の進捗状況や課題を把握するとともに、それらを踏まえて、事業の効果を上げるためのよりよい手法などを協議するための組織として「(仮称) 旭川成年後見センター運営委員会」を置くものとする。多角的な視点を重視するため、第三者を運営委員会の構成員とする。



※ 4つの機能の詳細

相談対応

- ・ 相談窓口の設置
- ・ 関係相談機関との連絡調整
- ・ 困難事例の対応調整

普及啓発

- ・ 市民向け講演会の実施
- ・ 地域福祉関係者，福祉事業所研修会の実施
- ・ パンフレット等の発行

(仮称) 旭川成年後見センター

- ・ 申立書類作成の軽微な援助
- ・ 専門機関・団体の紹介，調整
- ・ 申立（市長申立含む）の必要性の判断調整
- ・ 後見人候補者の紹介

申立等支援

- ・ カリキュラムの作成（北海道作成のカリキュラムの活用含む）
- ・ 養成講座の実施
- ・ 講座修了者（市民後見人含む）の登録管理，フォローアップ研修の実施

市民後見人養成等

イ 関係機関との連携

成年後見制度の活用にあたり、具体的な関係機関・団体としては、

- ①地域において身近に成年後見制度利用対象者の把握を期待できる地域福祉関係者（民生児童委員，地区社協，市民委員会福祉部会など）
- ②各種福祉サービス利用者の状況を把握しているケアマネジャー，福祉サービス事業所等
- ③地域に住む高齢者の様々な相談に対応する地域包括支援センター
- ④障害者に関する様々な相談に対応する旭川市障害者総合相談支援センター，相談支援事業所

などが考えられる。

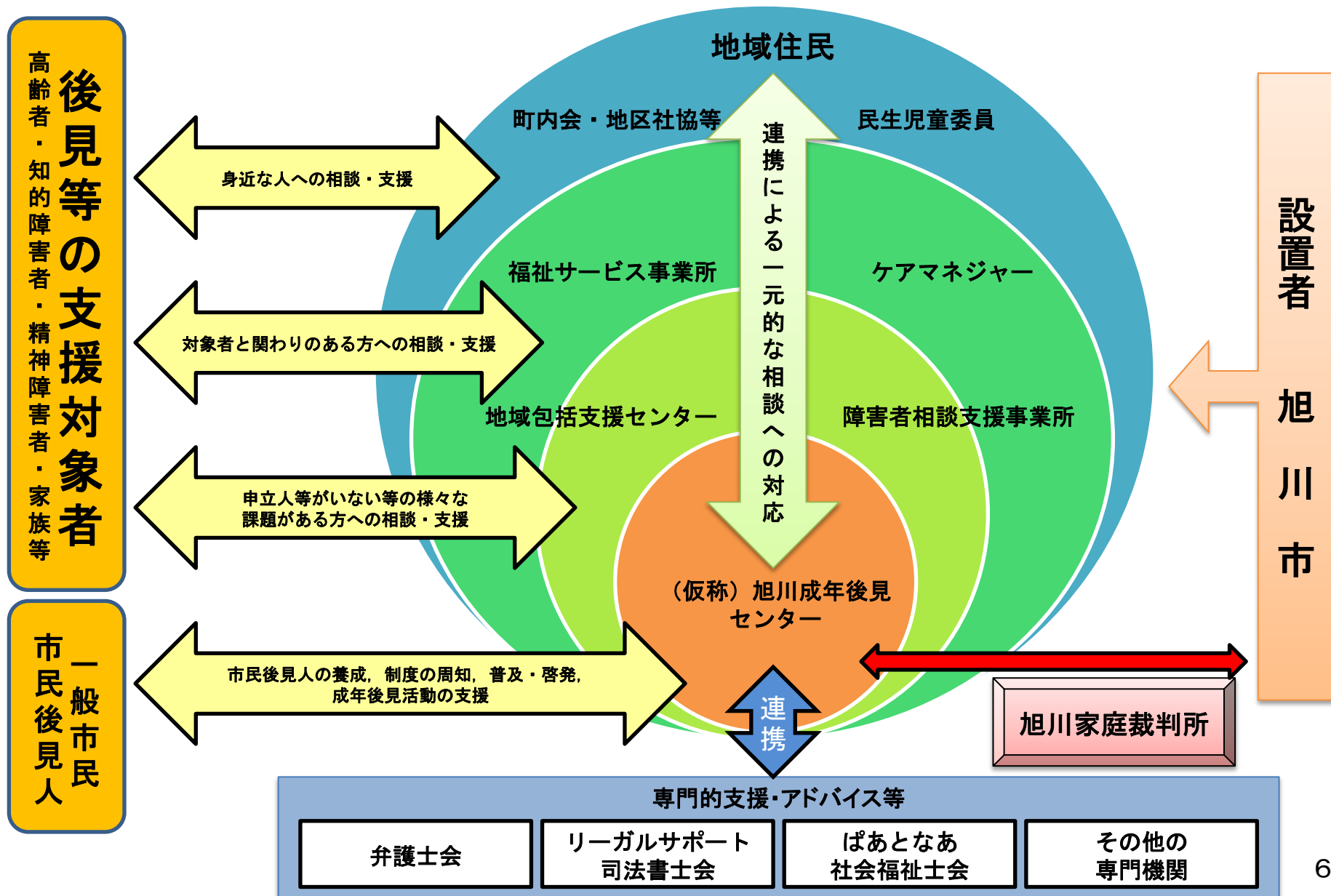
①と②は，成年後見制度利用対象者にとって身近で，状況を把握しやすい存在であり，「把握する」ことに重点を置き，「身近な相談機関」として位置付け，③と④は地域での相談対応の要であり，「把握した内容を整理する」ことに重点を置き，「高齢者・障害者の専門相談機関」として位置付けて，それぞれの役割のもとで，成年後見制度の活用が必要と思われる事業を確実に（仮称）旭川成年後見センターにつなげていく。

（仮称）旭川成年後見センターは，「成年後見制度利用に係る様々な相談を受け，必要な支援を行う」ことに重点を置き，「総合的な支援機関」として位置付ける。

このほか，市介護高齢課，障害福祉課，健康推進課，保護課といった成年後見制度活用に係る関係部局についても，それぞれの相談機関などとの有機的な連携のもとで，円滑な支援に結びつくような協力体制をとる。

以上を踏まえた，全体の連携イメージは次のページのとおりである。

(仮称) 旭川成年後見センターと関係機関・団体との関わり方 (全体像)



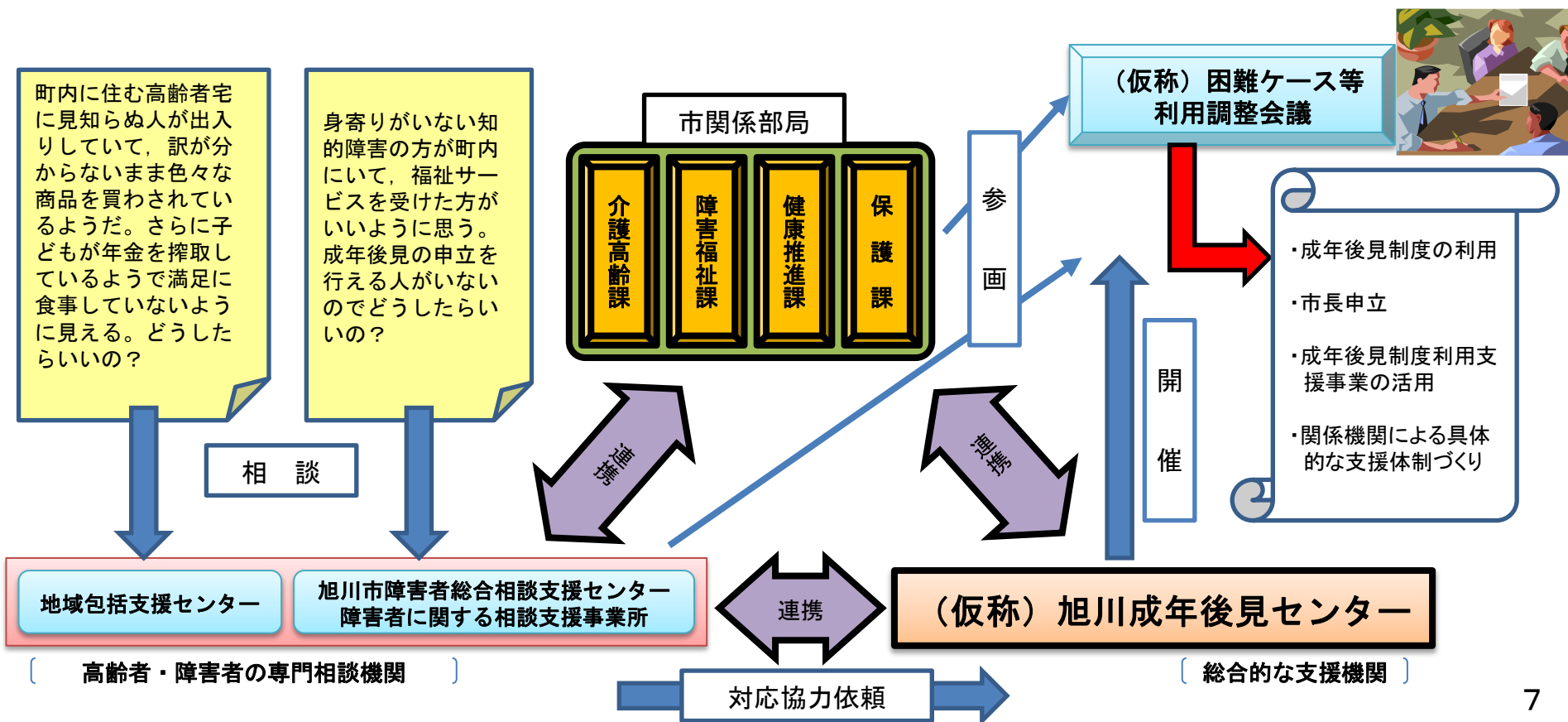
i 困難ケースの対応

特に、高齢者・障害者の専門相談機関、市関係部局、（仮称）旭川成年後見センターの関わり方については、

- ・成年後見制度の活用にあたり、様々な課題を抱えているケースへの対応調整
- ・市長申立が必要であると思われるケースへの対応調整

が必要なときに、状況に応じた連携が必要となる。

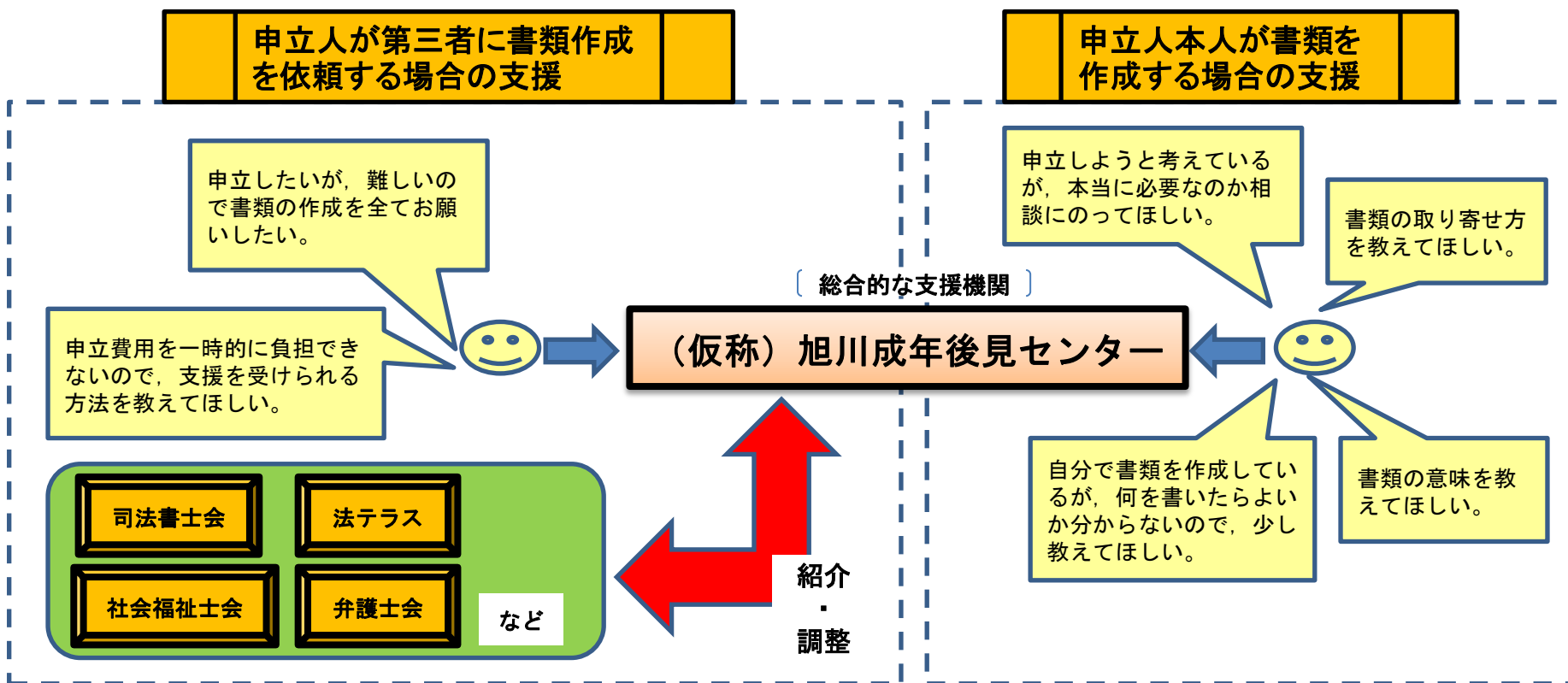
このようなときには、（仮称）旭川成年後見センターが中心となって、「（仮称）困難ケース等利用調整会議」を開き、必要な対応について調整する。



ii 申立等の支援

申立等の支援は、相談者に対する支援の一環として期待される場所であるが、申立書類の作成支援に関しては、弁護士や司法書士等の専門団体があることから、（仮称）旭川成年後見センターでは、あくまでも相談者との対応の中で求められる軽微な内容についてのみ必要な支援を行い、それ以外の支援が必要な場合には、法テラス、弁護士会や司法書士会等をはじめとする専門機関や専門団体を紹介するなど、調整を図りながら対応する。

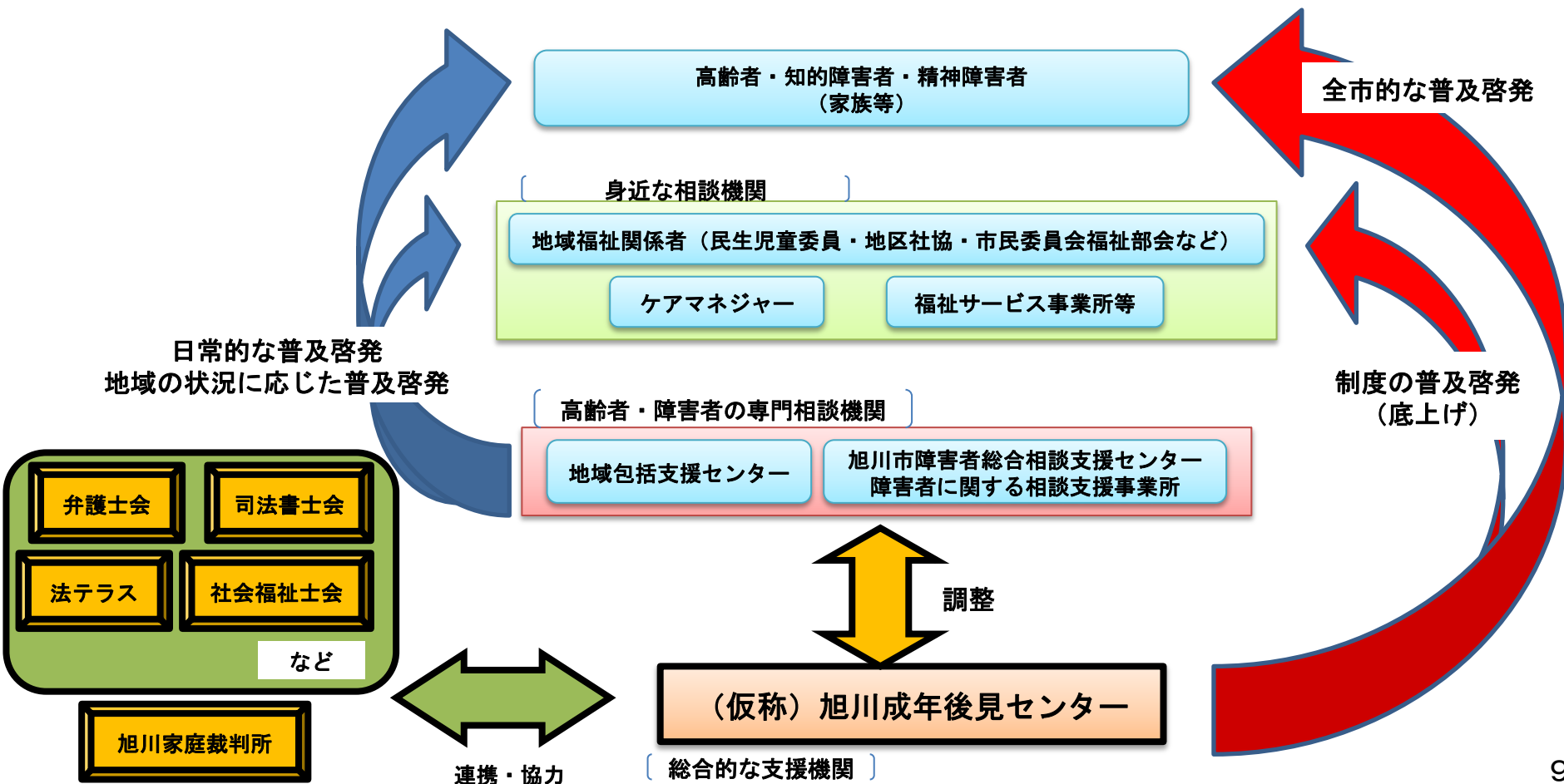
また、後見人等候補者の相談も想定されることから、このことも含めて専門団体との連携協力を図っていく。



iii 普及啓発

普及啓発については、これまでも高齢者・障害者の専門相談機関で実施していることを踏まえ、普及啓発の対象と規模に応じて（仮称）旭川成年後見センターと高齢者・障害者の専門相談機関とで行う役割を分担する。役割分担に当たっては、双方で内容や開催時期等を調整しながら、普及啓発の効果が相乗的に得られるように進めていく。

また、（仮称）旭川成年後見センターは普及啓発に関する情報を把握し、広報を行うほか、身近な相談機関、高齢者・障害者の専門相談機関に成年後見制度についての問い合わせがあったときに、それぞれが内容を説明できるような底上げを目指す。

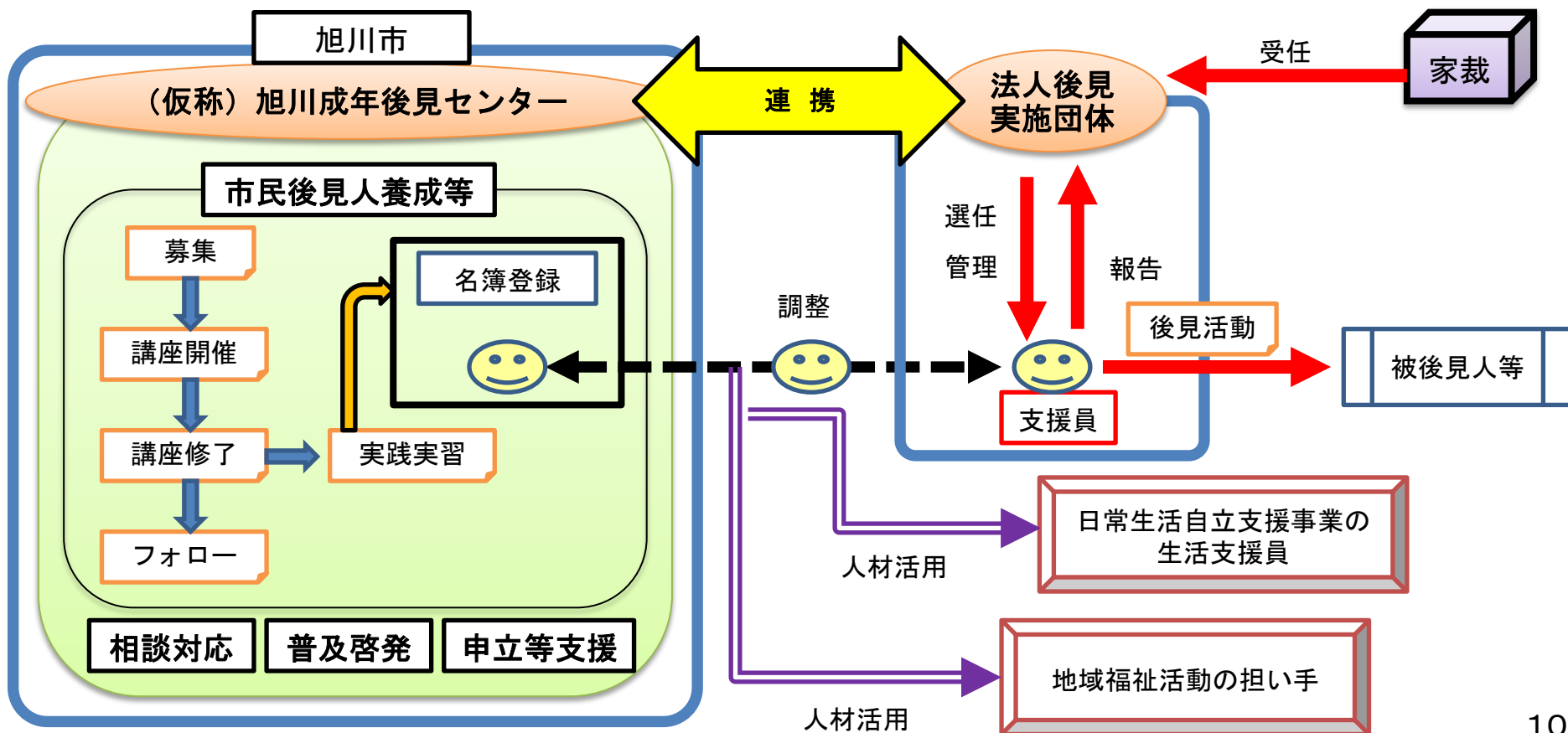


ウ 市民後見人の活動と法人後見の関係

市民後見人を単なるボランティアとせず、責任を持って役割を担ってもらうことから、一定の活動報酬を設けることを前提とする。具体的な活動内容は、被後見人等の身上監護を主なものとするが、実際に後見活動を行っていくためには、個人での受任が現時点で困難であることから、法人後見を活用した仕組みとすることが望ましい。

具体的には、申し立てる前に申立者から相談があったとき、又は申立後に家庭裁判所から法人後見の受任について打診があったときに、（仮称）旭川成年後見センターと法人後見受任予定団体間で実際の支援員を調整し、正式に法人後見の受任が決まった後は、その法人後見の支援員として活動するといった流れが考えられる。

このほか、養成された人材を有効に活用していくため、複数の活動の場を用意する。



3 委員からの参考意見

第7回目の検討委員会において、（仮称）旭川成年後見センターの名称と運営の在り方について次のとおり意見が出されたところである。

これらの意見は、今後も更に検討を要することから、最終取りまとめには反映させず、事業の展開方法を検討する際の参考意見として取り扱うこととする。

（仮称）旭川成年後見センターの名称について

- ・「後見センター」だと後見業務しか行なわれないような印象を与え、誤解を招いてしまうことが懸念されるので、例えば「成年後見支援センター」とするなどの工夫を要する。
- ・福祉ニーズを強く持っている方への対応や、地域ネットワークで支えるといったこと前面に出るような名称として、「福祉後見支援センター」というのはどうか。
- ・「地域福祉」という視点も重要であるので、「地域福祉後見支援センター」という案もあるのではないかな。

（仮称）旭川成年後見センターの運営の在り方について

- ・（仮称）旭川成年後見センターの設置後、運営状況を見ながら運営方法の見直しが行なえるような仕組みを取り入れておくことが望ましい。
- ・（仮称）旭川成年後見センターの設置準備段階から、運営に関われるような取組を進めることができれば、よりスムーズに運営することが可能と考える。

資料 1 旭川市における成年後見制度を取り巻く状況について

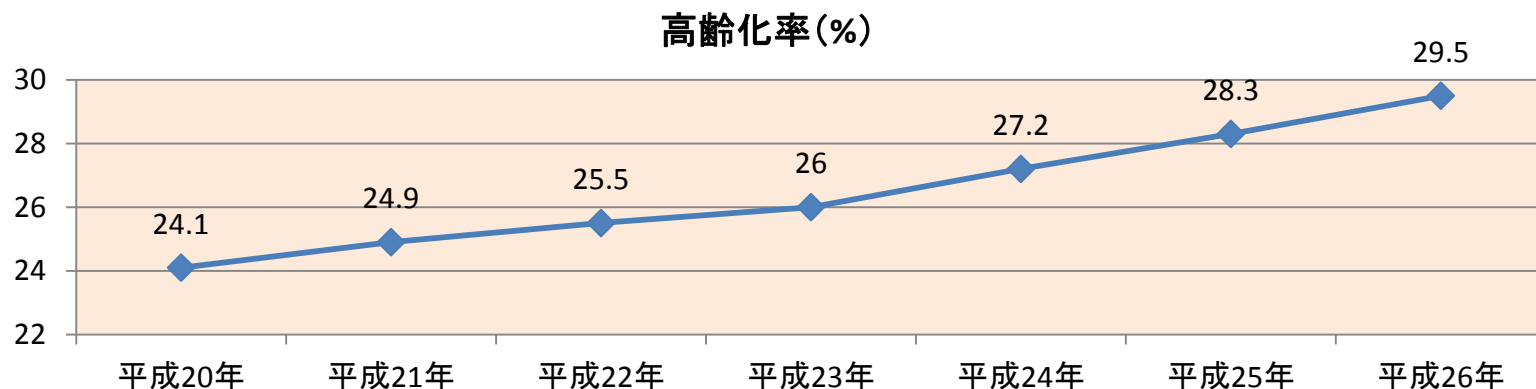
高齢者の状況

〔 人口の推移 〕

「第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に記載されている高齢者人口の実績及び推計は下の表のとおり。

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
人口(人)	355, 694	354, 444	353, 135	352, 083	349, 292	347, 069	344, 631
65歳以上(人)	85, 789	88, 253	89, 987	91, 678	94, 837	98, 077	101, 621
うち75歳以上(人)	39, 733	41, 600	43, 415	45, 061	46, 820	48, 366	49, 309
高齢化率(%)	24.1	24.9	25.5	26.0	27.2	28.3	29.5

- ・平成20年から平成23年までは各年9月末の実績
- ・平成24年から平成26年までは各年9月末の推計

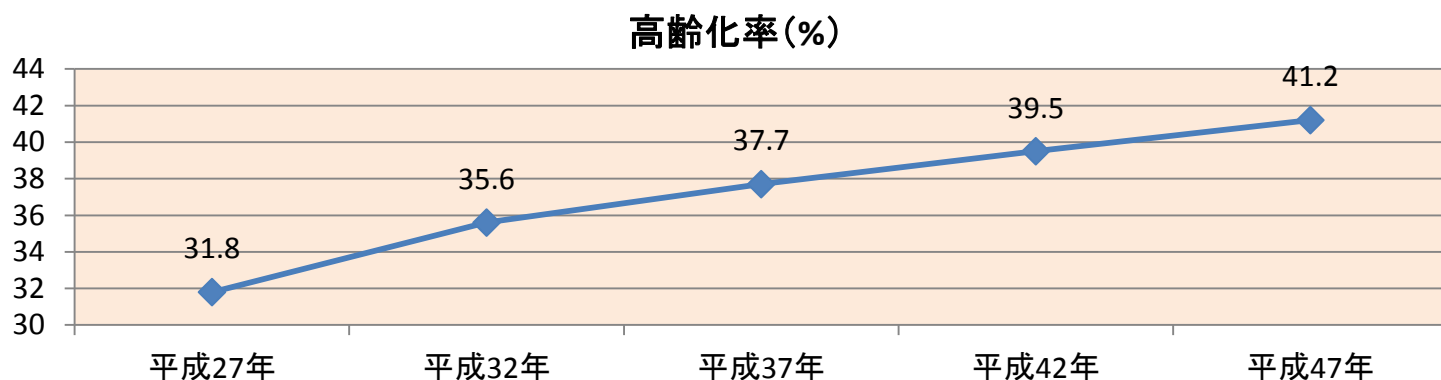


参考

国立社会保障・人口問題研究所が公表している「日本の市区町村別将来推計人口(平成20年12月推計)について」による旭川市の人口推計資料は以下のとおり。

	平成27年 (2015年)	平成32年 (2020年)	平成37年 (2025年)	平成42年 (2030年)	平成47年 (2035年)
人口(人)	336, 044	322, 142	305, 602	287, 164	267, 570
65歳以上(人)	106, 909	114, 749	115, 326	113, 288	110, 328
うち75歳以上(人)	52, 576	60, 063	70, 003	73, 681	71, 589
高齢化率(%)	31.8	35.6	37.7	39.5	41.2

※国立社会保障・人口問題研究所が公表している「日本の市区町村別将来推計人口(平成20年12月推計)について」を基に加工したもの



国立社会保障・人口問題研究所が公表している「日本の市区町村別将来推計人口(平成20年12月推計)について」による北海道の世帯数推計資料は以下のとおり。

	平成27年 (2015年)	平成32年 (2020年)	平成37年 (2025年)	平成42年 (2030年)
世帯数(世帯)①	2, 337, 998	2, 280, 729	2, 205, 507	2, 113, 248
世帯主が65歳以上の単独世帯 (世帯)②	293, 552	328, 108	345, 516	359, 655
世帯主が65歳以上の夫婦のみ の世帯(世帯)③	314, 036	314, 891	297, 190	275, 632
(②+③)／①(%)	26.0	28.2	29.1	30.1

市町村別の推計資料はないものの、北海道全体でみても世帯主が65歳以上の単身世帯と世帯主が65歳以上の夫婦のみの世帯を合計した割合は増加傾向にあり、旭川市においても同様の傾向となることが推測される。

介護認定の状況

「第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に記載されている要介護認定者数の実績及び推計は以下のとおり。

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
65歳以上(人)	85, 789	88, 253	89, 987	91, 678	94, 837	98, 077	101, 621
要介護等認定者数(人)	15, 473	15, 910	16, 585	17, 231	17, 668	18, 340	18, 944
認定率(%)	18.0	18.0	18.4	18.8	18.7	18.7	18.6

- ・要介護等認定者数は、65歳以上の人数
- ・平成20年から平成23年までは各年9月末の実績、平成24年から平成26年までは各年9月末の推計

介護認定と認知程度の状況

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
要介護等認定申請者数(人)	1, 837	1, 738	2, 015	1, 687
認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の人数(人)	915	902	1, 079	868
要介護等認定申請者数に占める認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の人数の割合(%)	49.8	51.9	53.5	51.5

- ・要介護等認定申請者数は、各年とも9月中の人数
- ・認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の人数は、上記申請者に対する人数

※認知症高齢者の日常生活自立度とは、高齢者の認知症の程度を踏まえた日常生活自立度の程度を示す指標であり、Ⅱ以上が何らかの支援が必要な状態を示す。

認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の人数は各年9月におけるものであるが、1, 000人前後の人数となっている。

参考 認知症高齢者の日常生活自立度判定基準(関係部分抜粋)

ランク	判定基準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
II a	家庭外で上記 II の状態が見られる。	たびたび道に迷うとか、買い物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等
II b	家庭内でも上記 II の状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の応対や訪問者との対応などひとりで留守番ができない等
III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。	
III a	日中を中心として上記 III の状態が見られる。	着替え、食事、排便・排尿が上手にできない・時間がかかる やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声を上げる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
III b	夜間を中心として上記 III の状態が見られる。	ランク III a に同じ
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランク III に同じ
M	著しい精神症状や周辺症状あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

※厚生省老人保健福祉局長通知『「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」の活用について』より抜粋

障害者の状況

知的障害者の状況

療育手帳交付者の状況		平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
18歳未満 (人)	A判定	249	254	253	251	241
	B判定	383	419	453	492	564
18歳以上 (人)	A判定	872	900	923	950	993
	B判定	1, 173	1, 225	1, 241	1, 280	1, 329
合計(人)	A判定	1, 121	1, 154	1, 176	1, 201	1, 234
	B判定	1, 556	1, 644	1, 694	1, 772	1, 893
	計	2, 677	2, 798	2, 870	2, 973	3, 127

・各年3月末の実績(A判定は重度・最重度, B判定は軽度・中度)

全体で, 平成20年から平成24年までで450人増, 率にして約16. 8%増

うち, A判定の人数は, 平成20年から平成24年までで113人増, 率にして約10%増

B判定の人数は, 平成20年から平成24年までで337人増, 率にして約21. 7%増

となっている。

精神障害者の状況

精神障害者保健福祉 手帳交付者の状況	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
1級	174	182	173	181	212
2級	954	1, 095	1, 035	1, 141	1, 284
3級	332	407	368	407	419
合計	1, 460	1, 684	1, 576	1, 729	1, 915

・各年3月末の実績

全体で、平成20年から平成24年までで455人増、率にして約31. 2%増

特に、2級の人数は、平成20年から平成24年までで330人増、率にして約34. 6%増となっている

成年後見制度に関する国・北海道の動き

国の動き

老人福祉法の改正（平成24年4月1日施行分）～次の規定が追加された。

第三十二条の二 市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助（以下「後見等」という。）の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、研修の実施、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、前項に規定する措置の実施に関し助言その他の援助を行うように努めなければならない。

市民後見推進事業補助事業

厚生労働省が平成23年度から始めた補助事業で、市民後見推進に関する次の取組を対象に補助するもの。

- ・市民後見人養成のための研修の実施
- ・市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制の構築
- ・市民後見人の適正な活動のための支援
- ・その他、市民後見人の活動の推進に関する事業

＜平成23年度の北海道内での活用状況＞：釧路市，余市町，南富良野町，本別町

知的障害者福祉法の改正案～次の規定が追加される予定。現通常国会で審議中。

（後見等を行う者の推薦等）

第二十八条の二 市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助（以下この条において「後見等」という。）の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、前項に規定する措置の実施に関し助言その他の援助を行うように努めなければならない。

北海道の動き

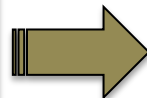
市民後見人養成等推進事業～北海道が平成24年度から実施する事業

地域市民後見人養成研修事業

＜実施主体＞
北海道（市町村と共催）

＜実施内容＞
市民後見人養成研修に係る費用（講師謝金、旅費）を北海道が負担する。

＜実施形態＞
14ある総合振興局・振興局単位で実施



3年間で1,200名以上の養成を目標
（1振興局当たり年30名程度）

市民後見市町村アドバイザー・コーディネート事業

＜実施主体＞
北海道（委託）

＜実施内容＞
市民後見に係るノウハウを有する専門職による相談支援を行い、市町村が市民後見に取り組みやすい環境を整える。

実施方法の詳細は今後通知がある予定

旭川家庭裁判所管内における成年後見審判の概況

〔 旭川家庭裁判所管内の状況 〕

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
後見開始	71	95	101	87
保佐開始	10	11	21	21
補助開始	2	7	3	4
合計	83	113	125	112

・各年とも1月から12月までの件数で、旭川家庭裁判所管内の開始等事件のうち、認容で終局したものを掲載している。

・上記の件数には、旭川家庭裁判所本庁、支部及び出張所分を含む。

※旭川家庭裁判所からの情報を基に作成

〔 旭川家庭裁判所管内の首長申立状況 〕

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
申立件数	4	10	10	10

・各年とも1月から12月までの件数

※最高裁判所ホームページの「成年後見関係事件の概況」を基に作成

旭川市における成年後見制度に関する取組

平成23年度

平成24年度

利用支援事業

◎平成24年3月末時点での市長申立状況： 5件

<内訳> 高齢者5件

※このほか、高齢者2件準備中

障害福祉課、保護課からも複数件の問い合わせあり

※市長申立については、全件申立費用の助成を行っている。

◎報酬助成：0件



継続実施

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
市長申立件数(件)	4 (1)	2 (1)	4 (0)	7 (2)	4 (0)	5 (0)

- ・申立件数は、申立年月日が属する年度で集計している。
- ・申立件数のうち、審判がおける前に死亡した件数は()内に表示している。

平成23年度

普及啓発事業

★平成23年度初めての取組

◎講演会:389名の参加

◎地域研修会:9か所で開催し、延べ354名の参加
アンケートから、相談窓口の設置、書類作成の
支援、後見人等の育成を要望する声が多かった。

◎パンフレットの作成:7,500部

その他

◎上川中央部副市長・副町長会議(平成23年8月開催)において、各町の成年後見制度に関する事業について情報交換を実施

- ・普及啓発の取組が必要
- ・市民後見人の養成については広域での取組が有効

◎平成24年2月開催の同会議で、広域での取組を視野に具体的な協議を進めることを提案

◎平成23年11月には、福祉後見研究会からの報告書が市に提出され、センター設置の要望を受ける

平成24年度

活用促進事業

★普及啓発の継続

◎講演会の開催:1回

◎研修会の開催:2回(予定)

◎(新)申立実務説明会の開催:1回(予定)

◎(新)相談会の開催:2回(予定)

★(新)支援体制づくりのための検討委員会を設け、具体的な方策を検討

◎関係機関との検討会議:6回(予定)
⇒ 秋頃までに取りまとめ予定

◎広域での具体的な取組について協議
⇒ 状況に応じて、各町担当者が検討委員会のオブザーバーとして参加することも想定

資料2 検討委員会の開催経過

○第1回目 平成24年5月23日（水）

- ・成年後見制度に係る旭川市の現状（事務局説明）
- ・成年後見制度に関する意見交換（各委員から）

○第2回目 平成24年6月15日（金）

- ・定住自立圏に関する動きについて（事務局説明）
- ・成年後見制度に係る総合的な利用支援体制について～普及啓発，相談体制

○第3回目 平成24年7月5日（木）

- ・成年後見制度に係る総合的な利用支援体制について～申立支援
- ・北海道主催の市民後見推進事業に係る研修会，定住自立圏ビジョン懇談会について（事務局説明）

○第4回目 平成24年7月24日（火）

- ・北海道主催の市民後見推進事業に係る研修会の報告について（事務局説明）
- ・成年後見制度に係る総合的な利用支援体制について～市民後見人の養成等
- ・定住自立圏ビジョン懇談会の今後の予定について（事務局説明）

○第5回目 平成24年8月23日（木）

- ・（仮称）旭川成年後見センター構想（案）について（事務局説明後，委員間での議論）

○第6回目 平成24年9月13日（木）

- ・（仮称）旭川成年後見センター構想（案）について（事務局説明後，委員間での議論）

○第7回目 平成24年10月11日（木）

- ・検討委員会における最終取りまとめ（案）について（事務局説明後，委員間での議論）

資料3 定住自立圏構想に基づく周辺町との連携

背景

これまでの上川中部圏域における成年後見制度に関する取組はあまり進んでおらず、相談件数も多いものではなかった。また、相談内容には専門的な事項が多く含まれていることから、専門機関の紹介にとどまっているのが現状であった。

しかし、圏域の認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者は増加傾向にあり、こうした方々に対する支援策として有益な成年後見制度は、今後ますますその活用が広がっていくものと考えられる。また、平成24年4月に老人福祉法が改正され、市町村の努力義務として市民後見人の養成を行うことが盛り込まれるなど、成年後見制度を取り巻く環境は着実に変化している。

これらの状況を踏まえ、圏域の住民が安心して生活するためには、各市町が成年後見制度に関する専門職員を配置したり、市民後見人を養成するなど、総合的な利用支援体制を整備する必要がある。しかし、各市町がそれぞれ単独で事業を行うことは、費用対効果の面で非効率的であることから、旭川市が中心となり（仮称）旭川成年後見センターを設置し、上川中部圏域における成年後見制度の普及啓発を含めた総合的な利用支援を行い、判断能力が不十分な圏域住民の生活の安定を図りたいと考えている。

議論の経過

◎上川中央部副市長・副町長会議（平成23年8月開催）において、各町の成年後見制度に関する事業について情報交換を実施

・普及啓発の取組が必要、市民後見人の養成については広域での取組が有効

◎平成24年2月開催の同会議で、広域での取組を視野に具体的な協議を進めることを提案

◎定住自立圏構想に係る事業担当者会議 成年後見推進事業

第1回目 平成24年6月13日（水） 提案事項の確認

第2回目 平成24年7月13日（金） 事業内容の確認等

※9月中旬に、各町に対して連携意向の有無について照会を実施。

⇒今後意向のある町と形成協定を交わす予定。

※定住自立圏構想に係る連携内容（案）について

相談対応

- ・ 相談窓口の設置
- ・ 巡回相談の実施

普及啓発

- ・ 市民向け講演会の実施
- ・ 地域福祉関係者，福祉事業所研修会の実施
- ・ パンフレット等の発行

（仮称）旭川成年後見センター

- ・ 申立書類作成の軽微な援助
- ・ 専門職の紹介・調整
- ・ 申立（市長申立含む）の必要性の判断調整
- ・ 後見人候補者の紹介

申立等支援

- ・ 養成講座の実施
- ・ 講座修了者（市民後見人含む）の登録管理，フォローアップ研修の実施

市民後見人養成等

資料4 旭川市成年後見制度利用支援体制検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市における成年後見制度の利活用を促進するため、旭川市成年後見制度利用支援体制検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 成年後見制度に係る総合的な支援体制に関すること。
- (2) その他成年後見制度の利活用促進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は成年後見制度に関係のある団体及び福祉関係団体の推薦を受けた者並びに学識経験者をもって組織する。

2 委員会の委員数は9名以内とする。

(委員会の運営)

第4条 委員会は、市長が招集する。

2 委員会に委員長を置き、委員の中から互選する。

3 委員長は前条に定めるもののほか、必要と認める者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

4 委員長は会務を総理し、会議の議長となる。

5 委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議の公開)

第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、個人情報を取り扱うなど、公開することにより審議の妨げになると委員会が判断した場合は、非公開とすることができるものとする。

(守秘義務)

第6条 委員会の委員は、個人情報その他職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉保険部福祉保険課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月10日から施行し、平成25年3月31日限り、その効力を失う。

資料5 旭川市成年後見制度利用支援体制検討委員会委員一覧

	氏 名	所属団体等
委 員 長	菅沼 和歌子	旭川弁護士会 高齢者障がい者の権利委員会委員長
委 員	白戸 一秀	旭川大学保健福祉学部教授
委 員	大海寺 範之	社会福祉法人 旭川市社会福祉協議会 地域福祉課長
委 員	西 昌直	旭川市障害者総合相談支援センター あそーと 相談支援専門員
委 員	丹羽 ひとみ	旭川司法書士会理事 (リーガルサポート旭川支部 支部長)
委 員	林 和典	神居・江丹別地域包括支援センター センター長
委 員	平川 俊彦	社団法人 北海道社会福祉士会道北地区支部 (権利擁護センターぱあとなあ北海道 運営委員)
委 員	峰木 光春	社団法人 旭川手をつなぐ育成会 会長
委 員	山田 陽子	旭川市民生児童委員連絡協議会 副会長

委員の順は五十音順です。また、所属団体等の内容は委員就任当時のものです。